

○厚生労働省令第五百五十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第一条 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(法第三十一条の三第一項の申出)
第六十九条の十 法第三十一条の三第一項の申出は、次の各号(当該申出が同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項を記載した移換申出書を機構に提出してしなければならない。

一 (略)

二 事業主の雇用する従業員(確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六に定める同意を得た者に限る。以下この条において同じ。)の氏名

三 八 (略)

2 前項の移換申出書には、次に掲げる書類(当該申出が法第三十一条の三第一項の申出である場合にあつては、第六号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 前項第二号の従業員が、確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六に定める同意をしたことを証する書類

五 (略)

六 確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をしたことを証する書類

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の十一 (略)

2 法第三十一条の三第一項の共済契約を締結する場合における共済契約の申込みは、確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出と同時に進行

改正前

(法第三十一条の三第一項の申出)
第六十九条の十 法第三十一条の三第一項の申出は、次の各号(当該申出が同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項を記載した移換申出書を機構に提出してなければならない。

一 (略)

二 事業主の雇用する従業員(確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五に定める同意を得た者に限る。以下この条において同じ。)の氏名

三 八 (略)

2 前項の移換申出書には、次に掲げる書類(当該申出が法第三十一条の三第一項の申出である場合にあつては、第六号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 前項第二号の従業員が、確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五に定める同意をしたことを証する書類

五 (略)

六 確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたことを証する書類

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の十一 (略)

2 法第三十一条の三第一項の共済契約を締結する場合における共済契約の申込みは、確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出と同時に進行

ものとする。

3 前項の申込みに係る退職金共済契約申込書には、確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をしたことを証する書類を添付しなければならない。

4 5 6 (略)

(法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行為)

第六十九条の十五 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- 一 当該共済契約者が実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所又は確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下この条及び第六十九条の十七において同じ。）の事業主でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所の事業主（確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をしようとする者を除き、共済契約者である場合にあつては、法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九条の十七において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロ へ (略)

二 当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所の事業主でない他の共済契約者（法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九条の十七において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年

ものとする。

3 前項の申込みに係る退職金共済契約申込書には、確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたことを証する書類を添付しなければならない。

4 5 6 (略)

(法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行為)

第六十九条の十五 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- 一 当該共済契約者が実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所又は確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下この条及び第六十九条の十七において同じ。）の事業主でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所の事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしようとする者を除き、共済契約者である場合にあつては、法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九条の十七において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロ へ (略)

二 当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所の事業主でない他の共済契約者（法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九条の十七において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年

金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号及び第六十九条の十七において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号及び第六十九条の十七において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

（法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるもの）

（法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第六十九条の十七 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

第六十九条の十七 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 確定給付企業年金 次のイからニまでのいずれにも該当するもの

一 確定給付企業年金 次のイからニまでのいずれにも該当するもの

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

ハ 資産管理運用機関等が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定給付企業年金法第八十二条の五第一項の規定による申出をされていないこと。

ハ 資産管理運用機関等が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定給付企業年金法第八十二条の四第一項の規定による申出をされていないこと。

ニ (略)

ニ (略)

二 企業型年金 次のイからハまでのいずれにも該当するもの

二 企業型年金 次のイからハまでのいずれにも該当するもの

イ (略)

イ (略)

ロ 資産管理機関が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をされていないこと。

ロ 資産管理機関が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をされていないこと。

ハ (略)

ハ (略)

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第二条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第一百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>第十一条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施することとなったときは、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の認可を受けた日から五日以内に、その旨及び確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>2 9 (略)</p> <p>10 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者(企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)のうち、四十一歳以上のもの(第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(企業型年金加入者の申出)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業型年金加入者(小規模企業共済契約者であつて、四十一歳以上のものに限る。)は、小規模企業共済法第九條第一項に規定する共済金又は同法第十二條第一項に規定する解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から十四日以内に、その旨及び次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。</p>	<p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>第十一条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施することとなったときは、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の認可又は国税庁長官の承認を受けた日から五日以内に、その旨及び確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>2 9 (略)</p> <p>10 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者(企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)のうち、四十六歳以上のもの(第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(企業型年金加入者の申出)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業型年金加入者(小規模企業共済契約者であつて、四十六歳以上のものに限る。)は、小規模企業共済法第九條に規定する共済金又は同法第十二條に規定する解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から十四日以内に、その旨及び次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。</p>

一〇三 (略)

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第四十四条 個人型年金加入者(四十一歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇四 (略)

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第五十三条 個人型年金運用指図者(四十一歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇四 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇十二 (略)

十三 個人型年金加入者等(四十一歳以上の者に限る。)が退職手当等の支払を受けたことがあるとき(当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。)は、次に掲げる事項

イ〇二 (略)

十四〇十六 (略)

二〇六 (略)

一〇三 (略)

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第四十四条 個人型年金加入者(四十六歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇四 (略)

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第五十三条 個人型年金運用指図者(四十六歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇四 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇十二 (略)

十三 個人型年金加入者等(四十六歳以上の者に限る。)が退職手当等の支払を受けたことがあるとき(当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。)は、次に掲げる事項

イ〇二 (略)

十四〇十六 (略)

二〇六 (略)

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第三条 確定拠出年金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節 給付(第二十二條―第二十二條の三)</p> <p>第五節 給付(第二十二條―第二十二條の三)</p> <p>第六節 第八節 (略)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認の申請)</p> <p>第三条 法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者(法第九条第二項第二号に該当する者を除く。以下この号、次項第四号、第六条第一項第一号ロ、第七条第一項第二号及び第五号並びに第二十五条第二号において同じ。)の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類</p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、次条第一項、第三十九</p>	<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節 給付(第二十二條・第二十二條の二)</p> <p>第五節 給付(第二十二條・第二十二條の二)</p> <p>第六節 第八節 (略)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認の申請)</p> <p>第三条 法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類</p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、次条第一項、第三十九</p>

条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類

五・六 (略)

3・4 (略)

(令第二条第二号の厚生労働省令で定める場合)

第三条の三 令第二条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定められた日(一定の年齢に達する日以後の日に限る。)にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一 一十四 (略)

十五 令第三条第八号に掲げる事項(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第三十一条の三第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。)

十六 一十八 (略)

2 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

条第一項第六号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類

五・六 (略)

3・4 (略)

(新設)

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一 一十四 (略)

十五 令第三条第八号に掲げる事項(法第五十四条の四第二項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項に限る。)

十六 一十八 (略)

2 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一〇五 (略)

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)、退職金共済(中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。)、又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

七 資産管理機関が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定に基づき個人別管理資産を独立行政法人勤労者退職金共済機構(第三十一条の四において「機構」という。)に移換する場合にあつては、法第五十四条の六に規定する合併等を実施したことを証する書類

八・九 (略)

2・3 (略)

(老齢給付金の受給権の確認)

第十一条の二 事業主(記録関連業務を行う事業主に限る。以下この項及び次項において同じ。)に使用される者が新たに企業型年金加入者の資格を取得した場合又は企業型記録関連運営管理機関が第十条第一項又は前条第五項の通知を受けた場合であつて、当該事業主に使用される者又は当該通知に係る企業型年金加入者がその資格を取得した日において六十歳以上であるときは、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関は、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関以外の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型年金加入者に係る老齢給付金の裁定に関する情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定による情報の提供を求められた企業型記録関連運営管理機関等は、当該情報の提供を求める事業主又は企業型記録関連

一〇五 (略)

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)、退職金共済(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)に規定する退職金共済をいう。以下同じ。)、又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

七 資産管理機関が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき個人別管理資産を独立行政法人勤労者退職金共済機構(第三十一条の四において「機構」という。)に移換する場合にあつては、法第五十四条の五に規定する合併等を実施したことを証する書類

八・九 (略)

2・3 (略)

(新設)

連運営管理機関に対し、当該情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定による情報の提供を受けた企業型記録関連運営管理機関は、当該情報を当該企業型年金加入者を使用する事業主に通知するものとする。

(企業型年金加入者の申出)

第十三条 企業型年金加入者は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第三項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）であるときは、その旨及び小規模企業共済契約者となつた年月日を、当該企業型年金加入者が資格を取得した日から十四日以内に、企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。

(削る)

(削る)

2・3 (略)

(法第十一条の厚生労働省令で定める場合)

第十三条の二 法第十一条の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、一定の年齢に達したときに企業型年金加入者がその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該年齢に達することにより当該資格を喪失したときとする。

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲

(企業型年金加入者の申出)

第十三条 企業型年金加入者は、その資格を取得した日から十四日以内に、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。

一 企業型年金加入者が小規模企業共済法（昭和四十年法律第百

二号）第二条第三項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）であるときは、その旨及び小規模企業共済契約者となつた年月日

二 企業型年金加入者が他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であつたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所及びその資格の取得及び喪失の年月日

2・3 (略)

(新設)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲

げる事項とする。

一〇三 (略)

四 過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合)にあっては、令第十一条の二第二項に規定する拠出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。)ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五〇十 (略)

十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

十一の二 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二・十三 (略)

十四 第二十二条の二第六項の規定により提供された記録の内容
十五 第六十九条の二第四項の規定により提供された記録の内容

げる事項とする。

一〇三 (略)

四 過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合)にあっては、令第十一条の二第二項に規定する拠出区分期間。第二十一条及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。)ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五〇十 (略)

十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

十一の二 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二・十三 (略)

十四 第二十二条の二第四項の規定により提供された記録の内容
十五 第六十九条の二第五項の規定により提供された記録の内容

十六 (略)

(削る)

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿（以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 企業型年金加入者等に係る法第二十九条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して十年（老齢給付金の裁定に関する事項にあつては、十五年）を経過した日

3 5 6 (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第十五条の二 次に掲げる者であつて乙企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により乙企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱

十六 (略)

第十七 第七十条第五項の規定により通知された内容

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿（以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 企業型年金加入者等に係る法第二十九条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して十年を経過した日

3 5 6 (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第十五条の二 次に掲げる者であつて乙企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により乙企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつ

退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつた場合を除く。
以下この条において「記録のみ有する者」という。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

(加入者等への通知事項等)
第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十〇十三 (略)

二〇六 (略)

二十二条の二 (略)

三 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該請求を行った者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する事項の提供を求めることができる。

た場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

(加入者等への通知事項等)
第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十〇十三 (略)

二〇六 (略)

二十二条の二 (略)

二 (新設)
法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該請求を行った者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する事項の提供を求めることができる。

4 前項の規定により、同項に規定する事項の提供を求められた企業型記録関連運営管理機関等は、当該事項の提供を求めた企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該事項の提供を行うものとする。

5 法第三十三条第一項本文の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日に係る部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。）に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一

（新設）

3 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金

時金を支給した年月日に係る部分に限る。)及び第十一号(資産、脱退一時金相当額等又は残余財産(確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。))の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。)に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

6|
(略)

(通算加入者等期間を有しない場合における老齢給付金の支給請求に係る起算日)

第二十二条の三 法第三十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める日は、企業型年金加入者となった日(二以上あるときは、当該日(企業型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の支給を受けたとき、当該資産を移換したとき、その他の当該日を同項ただし書の厚生労働省令で定める日とすることが適当でないと厚生労働大臣が認める場合にあつては、当該場合に係る日を除く。))のうち、最も早い日。以下この条において同じ。)とする。ただし、企業型年金加入者となった日が、企業型年金加入者であつた者が六十歳に到達した日前である場合にあつては、当該者が六十歳に到達した日とする。

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 四 (略)

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項又は第九十一条の二十八第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

六 第二十二条の二第六項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

を支給した年月日の部分に限る。)、第十一号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。))及び第十六号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

4|
(略)

(新設)

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 四 (略)

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項又は第九十一条の二十七第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

六 第二十二条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七 第六十九条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八 (略)

(削る)

2
2
4 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（これらの解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額、同法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の申出の移換に係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項において読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

三 (略)

2 令第二十四条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省

七 第六十九条の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八 (略)

九 第七十条第五項の規定により通知した内容を記録した書面

2
2
4 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（これらの解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額、同法第三十一条の三第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の移換に係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

三 (略)

2 令第二十四条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省

令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

二 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第九十一条の十九第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、同法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間又は法第五十四条の五第二項の規定により企業年金連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二 (略)

2 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 法第五十四条の四第二項又は第五十四条の五第二項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

二 (略)

3 (略)

令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

二 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第九十一条の十九第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二 (略)

2 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 法第五十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

二 (略)

3 (略)

（確定給付企業年金の加入者となった者等）の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一〇四（略）
五 当該企業型年金を実施している事業主又は実施していた事業主の名称

（確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等）

第三十一条の三 法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合、法第五十四条の五第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指図者（法第十五条第一項第一号に掲げる者に限る。）を除く。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の六の規定により事業主が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。

2) 令第二十六条の二の規定により資産管理機関が企業年金連合会に対し行う通知は、企業型記録関連運営管理機関等を経由して行

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）に提出するものとする。

一〇四（略）
（新設）

（確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等）

第三十一条の三 法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の五の規定により事業主が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。

（新設）

うものとする。

(法第五十四条の六の厚生労働省令で定める行為)

第三十一条の五 法第五十四条の六の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロくへ（略）

二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

(法第五十四条の五の厚生労働省令で定める行為)

第三十一条の五 法第五十四条の五の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第五十四条の五の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロくへ（略）

二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の五の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ（略）

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等）

第三十一条の六 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の六に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（次項において「申出期限日」という。）までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（連合会の事務の委託）

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一（略）

四 資産管理機関、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等又は企業年金連合会との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五（略）

六 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務（確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあっては、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。）

七 脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関する事務

2（略）

ロ（略）

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等）

第三十一条の六 令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の五に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（次項において「申出期限日」という。）までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（連合会の事務の委託）

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一（略）

四 資産管理機関又は確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五（略）

六 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務

七 脱退一時金相当額等の移換に係る書類の受理に関する事務

2（略）

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合においては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。)の個人型年金加入者掛金の額

三 (略)

(削る)

四 (略)

五 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

六 法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 第四号イ及びロに掲げる事項

ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一〜八 (略)

九 国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合においては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。)の個人型年金加入者掛金の額

三 (略)

四 企業型年金加入者等であつたことがある者にあつては、その旨

五 (略)

六 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一〜八 (略)

(新設)

条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあつては、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条（略）

2 法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一・二（略）

三 企業型年金加入者であつた者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

（削る）

（第二号加入者の届出）

第四十五条（略）

2・3（略）

4 第二号加入者は、国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢に達した後においても、引き続き個人型年金加入者掛金を拠出しようとするときは、個人型年金規約で定めるところにより、あらかじめ、その旨を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

5 前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の資格喪失の届出）

第四十六条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条（略）

2 法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一・二（略）

三 企業型年金加入者であつた者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 企業型年金加入者であつたことがある者（イの企業型年金

以外の企業型年金の企業型年金加入者であつた者に限る。）にあつては、その旨

（第二号加入者の届出）

第四十五条（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（個人型年金加入者の資格喪失の届出）

第四十六条 個人型年金加入者は、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四

、又は死亡した場合を除く。)は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一、三 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者、第三号被保険者(国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、六 (略)

2 第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、二 (略)

三、六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

四、前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3 第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、二 (略)

4 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、第一項第一号から第五号までに掲げる事項

日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一、三 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者(国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、六 (略)

2 第一号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、二 (略)

(新設)

三、前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3 第一号被保険者又は第二号被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一、二 (略)

(新設)

<p>2 (略)</p> <p>(個人型年金加入者等原簿) 第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、</p>	<p>二 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>5) (略)</p> <p>(個人型年金運用指図者の申出) 第五十二条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者が行うものに限る。)は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二号被保険者である個人型年金運用指図者</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>三 第三号被保険者である個人型年金運用指図者</p> <p>イ 第一号イ、ロ及びホに掲げる事項</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者</p> <p>イ 第一号イからホまでに掲げる事項</p> <p>ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p>
<p>2 (略)</p> <p>(個人型年金加入者等原簿) 第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、</p>	<p>4) (略)</p> <p>(個人型年金運用指図者の申出) 第五十二条 個人型年金運用指図者は、個人型年金加入者となるときは、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二号被保険者である個人型年金運用指図者</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
 - 二 個人型年金加入者の厚生年金保険又は国民年金の被保険者資格の種別
 - 三 八 (略)
- (削る)
- 2・3 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

- 一 十 (略)
- 十一 法第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われたことがあるときは、脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
 - 二 個人型年金加入者の国民年金の被保険者資格の種別
 - 三 八 (略)
- 九 第七十条第五項の規定により通知された内容
- 2・3 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

- 一 十 (略)
- 十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

- 十一の二 十三 (略)
 - 十四 第五十九条において準用する第二十二條の二第六項の規定により提供された記録の内容
 - 十五 (略)
- (削る)
- 2・6 (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第五十六条の二 次に掲げる者であつて企業型年金又は個人型年金

- 十六 第七十条第五項の規定により通知された内容
- 2・6 (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第五十六条の二 次に掲げる者であつて企業型年金又は個人型年金

の個人別管理資産がなくなった者（法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなった場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、連合会又は個人型記録関連連営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 三 （略）

2 六 （略）

（中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件）

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者（第五十六条の六第二項第四号において「第一号厚生年金被保険者」という。）の過半数を代表するものについて準用する。

（準用規定）

の個人別管理資産がなくなった者（法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなった場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、連合会又は個人型記録関連連営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 三 （略）

2 六 （略）

（中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件）

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数を代表するものについて準用する。

（準用規定）

第五十九条 前章第四節（第十九条の二を除く。）の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節（第二十二條の二第三項及び第四項を除く。）の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、）」とあるのは「運用の方法（）」と、「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、同条第五項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあつては、当該事業主の主たる事業所）」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱

第五十九条 前章第四節（第十九条の二を除く。）の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、）」とあるのは「運用の方法（）」と、「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、同条第五項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあつては、当該事業主の主たる事業所）」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十二條中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と

退一時金相当額等」とあるのは「法第七十四条の二の規定により確定給付企業年金又は企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産」と、「その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等」とあるのは「脱退一時金相当額等又は残余財産」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関」と、第二十二号中「企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関」と、第二十二号の二中「企業型記録関連連営管理機関」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関」と、「企業型記録関連連営管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関は」と、「企業型記録関連連営管理機関以外」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関以外」と、第二十二号の三中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者」と、「企業型年金」とあるのは「個人型年金」と、「であった者」とあるのは「又は個人型年金加入者であった者」と読み替えるものとする。

2 第三十条第二項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等又は残余財産の移換を受ける場合について、第三十条の二第一項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十八条第二項において準用する令第二十五条第一項」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金

、第二十二号の二中「企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関が」と、「企業型記録関連連営管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関は」と、「企業型記録関連連営管理機関以外」とあるのは「個人型記録関連連営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2 第三十条第二項及び第三十条の二第一項の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十八条第二項において準用する令第二十五条第一項」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第

「と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

3 第三十一条の二（第五号に係る部分を除く。）の規定は、法第七十四条の四第一項の規定による申出の場合について準用する。この場合において、第三十一条の二中「第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項」とあるのは「第七十四条の四第一項」と、「次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「当該申出を受けた連合会」と、「企業型年金の企業型年金加入者であった者」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者」と、「次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、「又は企業年金連合会に提出する」とあるのは「に提出する」と、「企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあつては、当該」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者が」と、「企業型年金加入者の」とあるのは「個人型年金加入者の」と読み替えるものとする。

（個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十四条（略）

2（略）

3 第一項の場合（令第六十条第六項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 第一項の場合（令第六十条第六項の規定により当該申出をした

七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

3 第三十一条の二の規定は、法第七十四条の四第一項の規定による申出の場合について準用する。この場合において、第三十一条の二中「第五十四条の四第一項」とあるのは「第七十四条の四第一項」と、「次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「当該申出を受けた連合会」と、「企業型年金の企業型年金加入者であった者」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者」と、「企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあつては、当該」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者が」と、「企業型年金加入者の」とあるのは「個人型年金加入者の」と読み替えるものとする。

（個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十四条（略）

2（略）

3 第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした

場合に限る。)においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が第六十六条第二項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

(法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等)

第六十六条 資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条(前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る。)又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあっては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2 (略)

(資料の提供)

第六十八条 法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の資格に関する資料
- 二 (略)
- 三 令第三十四条の二各号に掲げる給付に関する資料
- 四 国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料(第三号に掲げる資料を除く。)

場合に限る。)においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が第六十六条第二項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

(法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等)

第六十六条 資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお法第五十四条の四、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条(前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る。)又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあっては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2 (略)

(資料の提供)

第六十八条 法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

- 一 国民年金の被保険者の資格に関する資料
- 二 (略)
- (新設)
- (新設)

(脱退一時金の支給の請求等)

第六十九条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類

二 法附則第二条の二第一項第二号に該当しない企業型年金加入者であった者が、同条の規定による脱退一時金の支給の請求をする場合にあつては、法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

(削る)

3 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求

を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。)、第四号(過去に拋出された拋出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に係る部分に限る。)、第七号、第八号(障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る。)及び第十一号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期

(脱退一時金の支給の請求等)

第六十九条の二 (略)

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

3 法附則第二条の二第一項の請求があつたときは、請求者を使用

していた厚生年金適用事業所の事業主は、速やかに、令第五十九条第一項第二号に掲げる額を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

4 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。)に掲げる事項並びに令第五十九条第一項又は第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。)、第四号(過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の有無に係る部分に限る。)、第七号、第八号(障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る。)、及び第十一号(脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。)に掲げる事項並びに令第五十九条第一項又は第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4 | 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

5 | 6 | (略)

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

5 | 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

6 | 7 | (略)

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第一号に規定する保険料免除者であることを証する書類

3

法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連連運営管理機関又は連合会以外の記録関連連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に定める事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めらるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に係る部分に限る。）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の有無に係る部分に限る。）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る。）及び第十一号（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。）に掲げる事

3

法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連連運営管理機関又は連合会以外の記録関連連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に定める事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めらるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の

項並びに令第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4
(略)

5 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る同条第五項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」とあるのは、「個人型年金運用指図者期間（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）」とする。

6
(略)

開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4
(略)

5 法附則第三条第二項の規定に基づき脱退一時金の裁定を行った個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、第三項の規定により提供された記録に基づいて脱退一時金の裁定を行った場合は、当該記録の提供をした当該記録関連運営管理機関等又は連合会に対して脱退一時金を支給した日を通知するものとする。

6
(略)

様式第二号、様式第三号及び様式第四号中「第3条第3項第6号」を「第3条第1項」に改める。
様式第五号及び様式第六号中「又は第3項第6号」を削る。

様式第十号から様式第十六号まで中「第2条第6項」を「第68条の2第1項」に改める。

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第四条 確定拠出年金法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第四節 運用(第十八条―第二十一条の二)</p> <p>第五節 第八節 (略)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第四節 運用(第十八条―第二十一条)</p> <p>第五節 第八節 (略)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の承認の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、次条第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(連合会への通知事項)</p> <p>第四条の四 法第四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>

<p>2 第十一号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>十八 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入者情報等の通知)</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 企業型年金規約において、令第十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項を定めているときは、その旨</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>十八 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号から第七号の三までに掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入者情報の通知)</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>2 (略)</p>
<p>2 第十一号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>十八 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号から第七号の三までに掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入者情報の通知)</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 法第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認を受けた事業主の名称及び住所</p> <p>二 厚生労働大臣が法第三条第一項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請及び法第四十六条第一項の終了の承認の申請について準用する。</p> <p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>十八 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号から第七号の三までに掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入者情報の通知)</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)</p> <p>2 (略)</p>

11 事業主は、新たに前条第一項第四号に規定する場合に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

(新設)

(他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出)

第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入

(新設)

する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 当該他制度加入事業主の名称及び住所

三 当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当することとなった年月日

2 企業型年金加入者は、他制度加入事業主(当該企業型年金加入

者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。)のいずれかに使用されなくなったとき又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 当該他制度加入事業主の名称及び住所

三 当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日又は当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなった年月日

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連連運管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 過去に抛出された令第十条の二に規定する企業型掛金抛出単位期間(同条ただし書の規定により事業主掛金を抛出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を抛出する場合)にあつては、令第十一条の二第三項に規定する抛出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「抛出期間」という。)ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五・五の二 (略)

六 法第二十七条第一項の規定により企業型記録関連連運管理機関等が企業型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七 十六 (略)

2 6 (略)

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企業型記録関連連運管理機関等が法第二十七条第一項の規定により通知する日として企業型年金規約で定める一定の期日(以下この条において「今日日」という。)における個人別管理資産額

二 (略)

三 企業型記録関連連運管理機関等が法第二十七条第一項の規定により行った前回の通知の期日(以下この条において「前日

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連連運管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 過去に抛出された令第十条の二に規定する企業型掛金抛出単位期間(同条ただし書の規定により事業主掛金を抛出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を抛出する場合)にあつては、令第十一条の二第二項に規定する抛出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「抛出期間」という。)ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五・五の二 (略)

六 法第二十七条の規定により企業型記録関連連運管理機関等が企業型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七 十六 (略)

2 6 (略)

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企業型記録関連連運管理機関等が法第二十七条の規定により通知する日として企業型年金規約で定める一定の期日(以下この条において「今日日」という。)における個人別管理資産額

二 (略)

三 企業型記録関連連運管理機関等が法第二十七条の規定により行った前回の通知の期日(以下この条において「前日」とい

「という。」における個人別管理資産額

四十三 (略)

2 法第二十七条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 6 (略)

(企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等)

第二十一条の二 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項(企業型年金運用指図者にあつては、第五号に掲げる事項に限る。)とする。

一 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

二 令第十一条第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

三 令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者に該当する場合には、その旨

四 前三号に掲げる事項を考慮して算定した企業型年金加入者が拠出することができるの見込まれる個人型年金加入者掛金の額

五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の拠出に資する情報

2 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める方法は、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(個人型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該企業型

う。」における個人別管理資産額

四十三 (略)

2 法第二十七条の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 6 (略)

(新設)

(個人型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加

年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げた場合

二 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き下げられる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四 (略)

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間(同号ロに掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第三項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。)の個人型年金加入者掛金の額

三・七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

(削る)

一 (略)

二 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業

入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を変更する場合

(新設)

二・三 (略)

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。)の個人型年金加入者掛金の額

三・七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一 申出者が国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)であることについての証明書

二 (略)

三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業

型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

三〇八 (略)

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第七号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき(第一号加入者となつた日前に当該資格を取得していた場合を含む。)又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

(第二号加入者の届出)

第四十五条 第二号加入者(個人型年金加入者であつて、法第六十条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。)のうち企業型年金に加入していない第一号等厚生年金被保険者であつて、一月当たりの個人型年金加入者掛金の額が一万二千円を上回るものは、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、確定給付企業年金の加入者及び石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 第二号加入者は、企業型年金加入者、確定給付企業年金の加入者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員等共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者又は石炭鉱業年金基金に係る

型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無(企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。)についての当該事業主の証明書

四〇九 (略)

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第八号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき(第一号加入者となつた日前に当該資格を取得していた場合を含む。)又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

(第二号加入者の届出)

第四十五条 第二号加入者(個人型年金加入者であつて、法第六十条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。)は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

一 企業型年金加入者

二 確定給付企業年金の加入者

三 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員

四 私立学校教職員共済制度の加入者

五 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

2 第二号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

坑内員若しくは坑外員の資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇三 (略)

3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号から第六号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4・5 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。)、第三号被保険者(同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)、又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇六 (略)

2・5 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇五の二 (略)

六 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七〇十五 (略)

一〇三 (略)

3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第三号から第七号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4・5 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者、第三号被保険者(国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)、又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一〇六 (略)

2・5 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇五の二 (略)

六 法第七十三条において準用する法第二十七条の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七〇十五 (略)

2 5 6 (略)

(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第三十九条第二項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

(準用規定)

第五十九条 前章第四節(第十九条の二及び第二十一条の二第一項(第二号から第四号までに係る部分に限る。))を除く。)の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節(第二十二条の二第三項及び第四項を除く。)の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法(令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き。)」とあるのは「運用の方法(一)と、「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第四項中「企業型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、同条第五項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所(事業主が運用関連業務を行う場合

2 5 6 (略)

(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

(準用規定)

第五十九条 前章第四節(第十九条の二を除く。)の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節(第二十二条の二第三項及び第四項を除く。)の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法(令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き。)」とあるのは「運用の方法(一)と、「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第四項中「企業型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、同条第五項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所(事業主が運用関連業務を行う場合にあっては、当該事業主の主たる事業所)」とあるのは「営業所」と、第

にあつては、当該事業主の主たる事業所」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等」とあるのは「法第七十四条の二の規定により確定給付企業年金又は企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産」と、「その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等」とあるのは「脱退一時金相当額等又は残余財産」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、第二十一条の二（見出しを含む。）中「企業型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、「企業型年金運用指図者」とあるのは「個人型年金運用指図者」と、「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、第二十二条の二中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関が」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関以外」と、第二十二条の

第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等」とあるのは「法第七十四条の二の規定により確定給付企業年金又は企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産」と、「その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等」とあるのは「脱退一時金相当額等又は残余財産」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、第二十二条の二中「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関が」と、「企業型記録関連連連管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連管理機関以外」と、第二十二条の三「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者」と、「（企業型年金」とあるのは「（個人型年金」と、「であった者」とあるのは「又は個人型年金加入者であった者」と読み替えるものとする。

三中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者」と、「（企業型年金）」とあるのは「（個人型年金）」と、「であった者」とあるのは「又は個人型年金加入者であった者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(企業型年金加入者に関する情報の提供)

第六十一条の二 事業主は、個人型年金規約の定めるところにより

、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を經由して連合会に通知しなければならない。

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 実施事業所の名称

三 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

四 令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五 令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法

第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するため必要な情報

2 事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連連运营管理機関、企業年金連合会の順に經由して行うものとする。

3 第一項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。

(資料の提供)

第六十八条 法第六十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(資料の提供)

第六十八条 法第六十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料
四 (略)

(権限の委任)

第七十一条 法第十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号、第十号及び第十一号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

(削る)

二 十二

(略)

2 (略)

(管轄)

第七十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長及び地方厚生支局長(以下この条において「地方厚生局長等」という。)の権限は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあつては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。ただし、当該地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限を行うことを妨げない。

三 令第三十四条の二各号に掲げる給付に関する資料
四 (略)

(権限の委任)

第七十一条 法第十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第四条第五項に規定する権限

三 十三

(略)

2 (略)

(管轄)

第七十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長及び地方厚生支局長(以下この条において「地方厚生局長等」という。)の権限は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあつては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。ただし、当該地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第七号、第八号及び第十二号に掲げる権限を行うことを妨げない。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第五条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第七章の二 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等 (第九十六条の二―第九十六条の十四)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第八章の二 企業年金連合会 (第四百四条の二―第四百四条の二十七)</p> <p>第九章・第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の変更の承認の申請)</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号(規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。)<u>並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものとする。</u></p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六条の十二において同じ。)<u>の規定により、積立金(法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産。第九十六条の十二において同じ。)</u>を独立行政法人勤労者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、<u>法第八十</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第七章の二 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等 (第九十六条の二―第九十六条の十三)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第八章の二 企業年金連合会 (第四百四条の二―第四百四条の二十六)</p> <p>第九章・第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規約の変更の承認の申請)</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号(規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。)<u>並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものとする。</u></p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六条の十一において同じ。)<u>の規定により、積立金(法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産。第九十六条の十一において同じ。)</u>を独立行政法人勤労者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、<u>法第八十</u></p>

二条の五第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類
十 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の第二項、第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連営管理機関等)をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。
。又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

一・二 (略)

二条の四第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類
十 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連営管理機関等)をいう。第百四条の二十三第一項において同じ。
。又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

一・二 (略)

2 法第八十二条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

- 一 (略)
- 二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第百四条の二十四第二項において同じ。）に算入される期間

（残余財産の個人型年金への移換の申出等）

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、国民年金基金連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 残余財産の額並びに終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日
- 2 法第八十二条の四第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等に送付することによって行うものとする。
- 一 国民年金基金連合会が残余財産の移換を受けた年月日及びその額
 - 二 確定拠出年金法第七十四条の二第二項の規定により同法第七十三条において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入される期間

（法第八十二条の五第一項の厚生労働省令で定める行為）

2 法第八十二条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

- 一 (略)
- 二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第百四条の二十三第二項において同じ。）に算入される期間

（新設）

（法第八十二条の四第一項の厚生労働省令で定める行為）

第九十六条の八 法第八十二条の五第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第八十二条の五第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロ（略）

二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年金を実施している場合であつて、法第八十二条の五第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ（略）

第九十六条の九（略）

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第八十二条の四第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）

ロ（略）

二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年金を実施している場合であつて、法第八十二条の四第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ（略）

第九十六条の八（略）

(積立金の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失した場合又は当該確定給付企業年金が終了した場合であつて、法第八十二条の五第一項に規定する合併等を実施した事業主が同項の規定による申出をしようとするときは、中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該確定給付企業年金が終了した日において当該確定給付企業年金の加入者であつた者に説明しなければならない。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十三 (略)

(個人別管理資産又は解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた旨の通知)

第九十六条の十四 法第八十二条の六第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによつて行うものとする。

一・二 (略)

(理事の禁止行為)

百四十四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、法第九十一条の二十五の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること

二・三 (略)

(給付金の額の算定に関する基準)

(積立金の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十一 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失した場合又は当該確定給付企業年金が終了した場合であつて、法第八十二条の四第一項に規定する合併等を実施した事業主が同項の規定による申出をしようとするときは、中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該確定給付企業年金が終了した日において当該確定給付企業年金の加入者であつた者に説明しなければならない。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十二 (略)

(個人別管理資産又は解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた旨の通知)

第九十六条の十三 法第八十二条の五第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによつて行うものとする。

一・二 (略)

(理事の禁止行為)

百四十四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、法第九十一条の二十四の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること

二・三 (略)

(給付金の額の算定に関する基準)

第四百条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者、終了制度加入者等（法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。第四百条の十七第二項において同じ。）又は企業型年金加入者であった者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならぬ。

2 | 法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項若しくは第九十一条の二十三第一項の規定により連合会が支給する老齢給付金若しくは遺族給付金の額、法第九十一条の二十一第三項の規定により連合会が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又は法第九十一条の二十二第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十二第三項又は第九十一条の二十三第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

（老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等）
第四百条の十七 （略）

2 | （略）
3 | 法第九十一条の二十三第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を企業型年金加入者であった者又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 | 連合会が個人別管理資産の移換を受けた年月日及びその額
二 | 連合会が支給する老齢給付金又は遺族給付金の概要
4 | 法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項、第九十一条の二十二第八項及び第九十一

第四百条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は終了制度加入者等（法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。第四百条の十七第二項において同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならぬ。

（新設）

（老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等）
第四百条の十七 （略）

2 | （略）
3 | （新設）

3 | 法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項において準

条の二十三第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(中途脱退者等に関する原簿)

第四百条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 個人別管理資産を連合会に移換した企業型年金の資産管理機

関に係る事業主(確定拠出年金法第三条第三項第一号に規定する事業主をいう。)の名称

四 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人別管理資産の額の算定の基礎となった期間

五〇九 (略)

十 確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会が個人別管理資産の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額

十一 企業型年金加入者であつた者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額

(準用規定)

第四百条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三條第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七條、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連

用する場合を含む。)の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(中途脱退者等に関する原簿)

第四百条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日

四〇八 (略)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第四百条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三條第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三條第一項及び第二項、第六十七條、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びそ

合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報取扱いについて、第九十八条（第四号及び第五号に係る部分を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十條第三項、第四項及び第六項、第百十一條第一項、第百十二條、第百十四條並びに第百十五條の規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十二條の二	(略)	(略)
	第八十一條の二第二項、第八十二條の六第一項又は第九十一條の二十七第二項	第九十一條の十九第二項、第九十一條の二十第二項、第九十一條の二十一第二項、第九十一條の二十二第二項又は確定拠出年金法第五十四條の五第二項
	脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七條第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一條の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次	脱退一時金相当額、残余財産（法第九十一條の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）又は個人別管理資産

の運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十條第三項、第四項及び第六項、第百十一條第一項、第百十二條、第百十四條並びに第百十五條の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十二條の二	(略)	(略)
	第八十一條の二第二項、第八十二條の五第一項又は第九十一條の二十六第二項	第九十一條の十九第二項、第九十一條の二十第二項、第九十一條の二十一第二項又は第九十一條の二十二第二項
	脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七條第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一條の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次	脱退一時金相当額又は残余財産（法第九十一條の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）

項 第三十三條第三	項 第三十三條第一			
遺族給付金 (略)	第三十條第一項		<p>条において同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に換へを受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に依りて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)</p>	<p>(略)</p> <p>脱退一時金相当額、残余財産の額若しくは個人別管理資産の額(当該中途脱退者(令第五十條の二第二項に規定する中途脱退者をいう。)、終了制度加入者等(法第九十一條の二十第一項、第九十一條の二十一第一項及び第九十一條の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。))又は企業型年金加入者であつた者(法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。の給付に充てる部分に限る。)</p>
法第九十一條の十九第三項、第九十一條の二十第三項、第九十一條の二十一第一項	第九十一條の二十四第一項			

項 第三十三條第三	項 第三十三條第一			
遺族給付金 (略)	第三十條第一項		<p>条において同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に換へを受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に依りて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)</p>	<p>(略)</p> <p>脱退一時金相当額若しくは残余財産の額(当該中途脱退者(令第五十條の二第二項に規定する中途脱退者をいう。))又は終了制度加入者等(法第九十一條の二十第一項、第九十一條の二十一第一項及び第九十一條の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。の給付に充てる部分に限る。)</p>
法第九十一條の十九第三項、第九十一條の二十第三項又は第九十一條の二十一第一項	第九十一條の二十三第一項			

項	(略)	(略)	(略)	第六十六條第四項	において準用する第六十六條第四項
第八十四條第一項第一号	(略)	第六十五條第一項及び第二項又は	(略)	(略)	第九十一條の二十五において準用する
第八十四條第三項	(略)	第六十五條第一項及び第二項又は	(略)	(略)	第九十一條の二十五において準用する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十五條の二第一項	(略)	加入者等の氏名	(略)	中途脱退者等（法第九十一條の二十七第一項に規定する中途脱退者等をいう。）の氏名	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第九十八條	(略)	第八十五條第一項	(略)	第九十一條の第三十第二項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務)
 第百四條の二十二 令第六十五條の二十の規定により連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に關して必要な事項について説明するときは、確定拠出年金法第五十四條の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出の手續その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

項	(略)	(略)	(略)	第六十六條第四項	において準用する第六十六條第四項
第八十四條第一項第一号	(略)	第六十五條第一項及び第二項又は	(略)	(略)	第九十一條の二十四において準用する
第八十四條第三項	(略)	第六十五條第一項及び第二項又は	(略)	(略)	第九十一條の二十四において準用する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十五條の二第一項	(略)	加入者等の氏名	(略)	中途脱退者等（法第九十一條の二十六第一項に規定する中途脱退者等をいう。）の氏名	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第九十八條	(略)	第八十五條第一項	(略)	第九十一條の二十九第二項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 一四 (略)

2 法第九十一条の二十七第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第六十五条の二十二の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連運用管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 一三 (略)

2 法第九十一条の二十八第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 二 (略)

(連合会から移換する積立金の額)

第百四条の二十五 連合会が法第九十一条の二十七第二項又は第九十一条の二十八第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十二 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 一四 (略)

2 法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連運用管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 一三 (略)

2 法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 二 (略)

(連合会から移換する積立金の額)

第百四条の二十四 連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積

立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

- 一 (略)
- 二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額、残余財産の額又は個人別管理資産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

- 一 一三 (略)

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第百四条の二十七 令第六十五条の二十三の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第六十五条の二十一第一項の規定による積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続
- 二 令第六十五条の二十二の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- 三・四 (略)

立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

- 一 (略)
- 二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第百四条の二十五 令第六十五条の二十一の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

- 一 一三 (略)

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第六十五条の二十第一項の規定による積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続
- 二 令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- 三・四 (略)

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第六条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

4 (略)	第十五条第一項第十二号	第二十一条第九号	(略)	(略)	(略)	若しくは第七十四条の二の規定	若しくは第七十四条の二の規定	第一号等厚生年金被保険者をいう。)										
									第五十六条第一項第十二号	(略)	(略)	若しくは第七十四条の二の規定	若しくは第七十四条の二の規定	第七十四条の二				
															(略)	(略)	若しくは第七十四条の二の規定	若しくは第七十四条の二の規定
(略)	(略)	若しくは第七十四条の二の規定	若しくは第七十四条の二の規定															

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)
 第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及

4 (略)	第十五条第一項第十二号	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	険者をいう。)									
									第五十六条第一項第十二号	(略)	(略)	(略)	(略)				
														(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)														

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)
 第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及

<p>び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第七十三条第二号</p>	<p>（略） 基金又は解散した基金の名称</p>	<p>（略） 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）又は解散した基金の名称 確定給付企業年金 脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額又は平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）又は残余財産を連合会に移換した確定給付企業年</p>
<p>び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第七十三条第二号</p>	<p>（略） 基金又は解散した基金の名称</p>	<p>（略） 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）又は解散した基金の名称 並びに確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額又は平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）又は残余財産を連合会に移換した確定給付企</p>

第七十三條第三 号	
年月日	
年月日、確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間若しくは平成二十五年改正法附則第四十六條第一	金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八條に規定する規約番号（基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金の名称及び同令第十六條に規定する基金番号）並びに個人別管理資産（確定拠出年金法第五十四條の五第二項に規定する個人別管理資産をいう。次号及び第十一号において同じ。）を連合会に移換した企業型年金の資産管理機関に係る事業主の名称

第七十三條第三 号	
年月日	
年月日又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間若しくは平成二十五年改正法附則第四十六條第	業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八條に規定する規約番号（基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金の名称及び同令第十六條に規定する基金番号）

	<p>(略)</p> <p>第七十三条第十 一号</p>
	<p>(略)</p> <p>十一 基金が確定給付企業年金法第一百十條の二第一項の規定による権利義務の移転を行つた年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額</p>
<p>項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人別管理資産の額の算定の基礎となつた期間</p>	<p>(略)</p> <p>十一 平成二十五年改正法附則第三十條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により個人別管理資産の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額</p> <p>十二 基金が平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定</p>
	<p>(略)</p> <p>第七十三條第十 一号</p>
	<p>(略)</p> <p>確定給付企業年金法</p>
<p>一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日</p>	<p>(略)</p> <p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>

3

第三号	(略)	又は同法第九十一条の三第一項	加入者期間	加入者期間又は平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により存続連合会（平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会をいう。）に移換された同項に規定する個人別管理資産の算定の基礎となつた期間	(略)	(略)	(略)	第五十六條第一項第十二号	(略)
								第五十四條の二若しくは第七十四條の二	

3

第三号	(略)	同法第九十一条の三第一項	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	第五十六條第一項第十二号	(略)
								(新設)	

4

存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項 第十一号の二	若しくは第五十四条 の五第二項	、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項
第十五条の二第二項	若しくは第五十四条 の五第二項	、平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項
第三十一条の二	企業年金連合会	存続連合会
第五十四条の五第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第三	

(新設)

<p>第五十六条の二 第一項</p>		<p>第三十一条の三 (見出しを含む)</p>	
<p>企業年金連合会</p>	<p>若しくは第五十四条の五第二項</p>	<p>令第二十六条の二</p>	<p>企業年金連合会 企業年金連合会 法第五十四条の五第一項</p>
<p>存続連合会</p>	<p>、平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条の五第二項</p>	<p>項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条の五第一項</p>	<p>存続連合会 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条の五第一項</p>

<p>(準用規定)</p> <p>第四十九条 確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第四百四条の十七及び第四百四の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、同令第四百四の十五、第四百四の十六、第四百四の十八及び第四百四の二十三から第四百四の二十六までの規定は存続連合会に係る移換金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第三十二条の二</p> <p>(略)</p> <p>が法第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項</p>	<p>(略)</p> <p>から公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項若しくは第四十九条第二項、平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項又は平成二十五年改正法附則</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第四十九条 確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第四百四条の十七及び第四百四の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、同令第四百四の十五、第四百四の十六、第四百四の十八及び第四百四の二十二から第四百四の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第三十二条の二</p> <p>(略)</p> <p>法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項</p>	<p>(略)</p> <p>公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項若しくは第四十九条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付</p>

第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の第二項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項

企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の第二項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項

<p>脱退一時金相当額等 （脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）</p>	<p>九十一条の五第二項 確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは脱退一時金相当額（以下「脱退一時金相当額等」と総称する。） 残余財産又は個人別管理資産</p>
<p>脱退一時金相当額等の額</p>	<p>（略） 脱退一時金相当額等 残余財産の額若しくは個人別管理資産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。） ）又は終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第</p>

<p>脱退一時金相当額等 （脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）</p>	<p>（略） 確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは脱退一時金相当額（以下「脱退一時金相当額等」と総称する。）又は残余財産</p>
<p>脱退一時金相当額等の額</p>	<p>（略） 脱退一時金相当額等 若しくは残余財産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。） ）又は終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）の給付に充てる部分に限る。）</p>

第百四条の十七 第四項	法第九十一条の十九 第六項（法第九十一 条の二十第六項、第 九十一条の二十一第 五項、第九十一条の 二十二第八項及び第 九十一条の二十三第 三項において準用す る場合を含む。）	老齡給付金又は遺族 給付金	法第九十一条の二十 三第二項	（略）	定によりなおその効 力を有するものとさ れた改正前確定給付 企業年金法第九十一 条の四第三項の遺族 給付金							

第百四条の十七 第三項	法第九十一条の十九 第六項（法第九十一 条の二十第六項、第 九十一条の二十一第 五項及び第九十一条 の二十二第八項にお いて準用する場合を 含む。）	（新設）	（新設）	（略）	有するものとされた 改正前確定給付企業 年金法第九十一条の 四第三項の遺族給付 金							

第百四条の二十 三第二項	第百四条の二十 三第一項	(略)	
法第九十一条の二十 七第五項 令第六十五条の二十	法第九十一条の二十 七第一項 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	た改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項（平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項

第百四条の二十 二第二項	第百四条の二十 二第一項	(略)	
法第九十一条の二十 六第五項 令第六十五条の二十	法第九十一条の二十 六第一項 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	金法第九十一条の二第六項（平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項

第百四条の二十 四第一項	二	法第九十一条の二十 八第一項	(略)
第百四条の二十 四第二項	二	法第九十一条の二十 八第四項	(略)
五 第百四条の二十	(略)	法第九十一条の二十 七第二項又は第九十 一条の二十八第二項	(略)
六 第百四条の二十	二	令第六十五条の二十	(略)

(給付の算定に関する基準)

第五十三条 平成二十六年経過措置政令第五十三条の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四条第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二の規定による給付の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）又は積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する積立金をいう。第六十一条において同じ。）の運用収益及び存続連合会が給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）に終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に

第百四条の二十 三第一項	一	法第九十一条の二十 七第一項	(略)
第百四条の二十 三第二項	一	法第九十一条の二十 七第四項	(略)
四 第百四条の二十	(略)	第九十一条の二十六 第二項又は第九十一 条の二十七第二項	(略)
五 第百四条の二十	一	令第六十五条の二十	(略)

(給付の算定に関する基準)

第五十三条 平成二十六年経過措置政令第五十三条の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四条第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二の規定による給付の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）又は積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する積立金をいう。第六十一条において同じ。）の運用収益及び存続連合会が給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならぬ。

規定する企業型年金加入者であつた者をいう。次条第二項及び第五十四条の二第一項において同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならぬ。

2 | 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項若しくは第四十九條の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四條第三項若しくは第四十八條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第四十五條第三項若しくは第四十九條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十五條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項又は第四十九條の二第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

3 | 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により存続連合会が老齡年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により存続連合会が老齡年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項、平成二十五年

(新設)

(新設)

改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第二項の交付金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定により存続連合会が支給する老齢給付金若しくは遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項の規定により存続連合会が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の規定により存続連合会が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

(中途脱退者等への説明義務)

(新設)

(中途脱退者等への説明義務)

第五十四条 (略)

2 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該個人別管理資産の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(中途脱退者等の個人情報取扱い)

第五十四条の二 存続連合会は、その業務に関し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、終了制度加入者及び企業型年金加入者であった者(以下この条において「中途脱退者等」という。)の氏名、性別、生年月日、住所その他中途脱退者等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第五十四条 (略)

(新設)

(中途脱退者等の個人情報取扱い)

第五十四条の二 存続連合会は、その業務に関し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者及び終了制度加入者等(以下この条において「中途脱退者等」という。)の氏名、性別、生年月日、住所その他中途脱退者等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に

伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前			
<p>第十七条 (略)</p> <p>2 5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="858 241 976 465">第十二条の二第一項各号列記以外の部分</td><td data-bbox="938 488 976 645">に掲げる者</td><td data-bbox="194 788 976 1070">又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。)(第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則(以下「改正前</td></tr></table>	第十二条の二第一項各号列記以外の部分	に掲げる者	又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。)(第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則(以下「改正前	<p>第十七条 (略)</p> <p>2 5 存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>(新設)</p>
第十二条の二第一項各号列記以外の部分	に掲げる者	又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。)(第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則(以下「改正前		

	第十二条の二第一項第三号	第十二条の二第二項
に掲げる者	、当該制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者
<p>確定拠出年金法施行規則一という。)第十條第一項第三号イに掲げる者</p> <p>又は平成二十六年整備省令第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十條第一項第三号イに掲げる者</p>	<p>、当該制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまで又は平成二十六年整備省令第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十條第一項第三号イに掲げる者</p>	<p>又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまで若しくは平成二十六年整備省令第十七條第三項の規定によりなお</p>

	第二十一条の二 第一項第二号	他制度加入者	第三十条第一項 第二号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）	その効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者 他制度加入者又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入者 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
--	-------------------	--------	----------------	---	--

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）
第四十八条（略）

2・3（略）

4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

（略）

（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）
第四十八条（略）

2・3（略）

4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

（略）

（略）

第六十一条の二 第一項及び第二	企業年金連合会	存続連合会	(新設)	(新設)	(新設)
--------------------	---------	-------	------	------	------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定 令和四年五月一日

二 第四条及び第七条の規定 令和四年十月一日

(企業型記録関連運営管理機関への通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則の規定(第十三条第三項の規定を除く。)は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において同項に規定する退職手当等とみなす一時金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則第十三条第三項の規定は、施行日以後に支給を受

けるべき小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金（以下「共済金等」という。）について適用し、施行日前に支給を受けるべき共済金等については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

- 第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。